

# 宇部市新庁舎2期棟コンビニエンスストア運営事業者募集要領

## 1 目的

この募集要項は、宇部市役所2期棟1階において、職員及び来庁者を対象としたコンビニエンスストアの運営を行う事業者を、一般競争入札により選定するために、必要な事項を定めるものである。

## 2 業務概要

### (1) 業務名

宇部市新庁舎2期棟コンビニエンスストア運営業務

### (2) 業務内容

別紙仕様書のとおり。

### (3) 使用期間

令和7年7月1日（予定）から令和8年3月31日までとする。以後、毎年度、期間満了時に改めて使用許可を更新し、最長10年間を上限とする。

なお、宇部市または使用者のいずれか一方が更新を希望しない場合は、6カ月前までに書面により相手方に対して意思表示をしなければならない。

### (4) 使用料

使用料は、宇部市行政財産使用料相当額（230,389円（年額））以上とし、最も高い使用料を入札した使用者の額（消費税及び地方消費税の額を含む）を使用料とする。

## 3 参加資格

本競争入札に参加できる者は、次に掲げる条件をすべて満たしている者とする。

(1) 宇部市内に1店舗以上のコンビニエンスストアを現に出店し、他の地方公共団体での運営実績のあるコンビニエンスストア運営会社（チェーン本部）であること。なお、運営会社が出店の決定を受けた後、フランチャイズ契約等に基づき第三者に運営を委託することは妨げないものとする。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 参加申込書提出時点において、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続き又は再生手続きを行っている者でないこと。

(4) 法人税、地方税その他租税公課を滞納していないこと。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行うものでないこと。

(6) 政治団体、宗教団体又はそれに類する団体でないこと。

※フランチャイズ契約等に基づき第三者に運営を委託する場合は、運営を委託する第三者についても（4）から（6）までの要件を満たしていること。

## 4 入札参加申込及び提出書類等

### (1) 入札参加申込み

申込(受付)期間	令和5年12月20日(水)～1月22日(月)
申込場所	総務部 財産管理課 〒755-8601 宇部市常盤町一丁目7番1号 TEL 0836-34-8178
申込方法	持参又は郵送による(1月22日(月)午後5時必着とする)

### (2) 提出書類

提出書類	内 容
一般競争入札参加申込書兼誓約書(様式第1号)	
法人登記簿(履歴事項全部証明書)	
本店所在地を所管する税務署発行の納税証明書	申請時点で発行から1か月以内のもの、写し可
直近1年分の宇部市における市税の未納の額が無いことがわかるもの	申請時点で発行から1か月以内のもの、写し可 ※市内に営業所を有する事業者のみ

## 5 質問の受付・回答

- (1) 提出期限 令和6年1月10日(木) 午後5時必着
- (2) 提出方法 質問書(様式第4号)を電子メールで提出すること。  
E-mail アドレス: zaisan@city.ube.yamaguchi.jp
- (3) 回答方法 質問に対する回答は、令和6年1月12日(金)を目途に、提出された全ての質問とその回答をまとめて、本市ウェブサイトに掲載する。  
なお、質問した事業者名は公表しない。

## 6 入札参加の承認

提出された必要書類等について審査・確認後、不備等がなかった場合には電子メールにて申込者に「一般競争入札参加証」を交付する。

## 7 入札日時等

- (1) 入札日時 令和6年1月25日(木) 14:00～
- (2) 入札会場 宇部市役所 3階 入札室
- (3) 必要書類

必要書類	内 容
一般競争入札参加証	財産管理課が発行したもの
印鑑証明	入札書または委任状に押印する代表者印のもの
入札書(様式第2号)	必要項目に記載を済ませておくこと
委任状(様式第3号)	代理人が入札する場合

### (4) 注意事項

- ・ 入札当日は、上記の必要書類を持参すること。
- ・ 入札者以外は、会場への入場はできません。
- ・ 入札に関して、不正行為を行う又は入札執行者の指示に従わない場合は、その場で失格もしくは入札無効とする。

## 8 入札書等

入札書には使用料額(消費税及び地方消費税の額を含む)を記載すること。宇部市行政財産使用料相当額以上で最も高い使用料額を入札した事業者を落札者とする。

- (1) 入札書に記載する際又は入札の際には、次の事項に留意すること。
  - ・ 数字の記載は、黒インクのボールペン又は万年筆を用いて、アラビア数字（算用数字）を使用して記入すること。入札当日は、上記の必要書類を持参すること。
  - ・ 入札後に入札書の書き換え、引き換え又は撤回をすることはできません。
- (2) (1) に違反する入札及び次のいずれかに該当する入札は無効とする。
  - ・ 入札参加資格の無い方の入札
  - ・ 記載事項が判読不明なものの入札
  - ・ 入札事項の一部又は全部が記載されていない入札
  - ・ 誤字脱字の加除訂正箇所を押印（訂正印）のない入札
  - ・ 使用料額の訂正された入札
  - ・ 記名、押印がない入札
  - ・ その他指定した以外の方法により入札した場合
- (3) 入札保証金は免除とする。

## 9 参加辞退

参加申込書の提出後、入札への参加を辞退するものは、辞退届を次の方法で提出すること。

- (1) 提出書類 入札辞退届（様式第5号）
- (2) 提出期限 令和6年1月22日（月） 午後5時必着
- (3) 提出方法 持参又は郵送 持参の場合は、平日の午前8時30分から午後5時までとする。
- (4) 提出先 「11 担当部署」へ提出すること。

## 10 落札者の決定

- (1) 宇部市行政財産使用料相当額以上で最も高い使用料額を入札した事業者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同使用料額の入札をした者が複数いた場合は、直ちに「くじ」によって落札者を決定する。
- (3) 正当な理由なくして、宇部市が指定する期日までに著しく社会的信用を損なう行為等により、使用者として相応しくないと宇部市が判断したときは、運営事業者の決定を取り消す場合がある。

## 11 担当部署

総務部 財産管理課

〒755-8601 宇部市常盤町一丁目7番1号

TEL 0836-34-8178

FAX 0836-22-6057

E-mail zaisan@city.ube.yamaguchi.jp

### 【参考】

- (1) 本庁舎職員数：約850人
- (2) 本庁舎来庁者数：約1,200人／日
- (3) 本庁舎における他店舗等の入居状況（令和5年10月1日現在）

階 数	店舗の種類	備 考	
1期棟	1階	自動販売機 (飲料)	6台
	2階	自動販売機 (飲料)	4台
	3階	自動販売機 (飲料)	4台
	4階	自動販売機 (飲料)	3台
		自動販売機 (食品)	1台
	弁当、パン類販売	月曜～金曜 不定期	
2期棟	1階	コンビニエンスストア	本入札による
	3階	食堂	約90席